

## 新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した 建築確認検査業務等の実施について

手数料納付の必要がない申請等につきましては、郵送による申請が可能です。

なお、副本返却が必要な場合は、返信用封筒（切手を貼付）等の同封が必要になります  
のでご留意願います。

○ 郵送で対応を行える主な申請等（手数料納付なし）は以下のとおりです。

### ■建築関係

- 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に係る届出
- 茨城県景観条例に基づく大規模行為の届出
- 茨城県中高層建築物によるテレビ受信障害の未然防止に関する指導要綱に基づくテレビ受信障害事前検討書
- 建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律の規定に基づく届出
- 建築基準法第12条に基づく定期報告（建築物・防火設備）

### ■宅地関係

- 都市計画法第35条の2第3項に基づく開発行為変更届出
- 都市計画法第37条第1号に基づく建築制限等解除申請
- 都市計画法第44条に基づく地位の承継届出
- 都市計画法第36条第1項に基づく工事完了届出
- 茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱の承認申請

### ■監察・免許関係

- 宅地建物取引士登録簿変更登録申請
- 宅地建物取引士証交付に係る法定講習会の他県受講承認申請
- 宅地建物取引士登録削除申請
- 宅地建物取引業法第50条第2項に基づく届出
- 宅地建物取引業廃業届出
- 住宅瑕疵担保履行法に基づく届出（宅建業分）

### ※提出窓口

- 県窓口 ○市町村窓口

○ 郵送による送付先または申請方法等の詳細、上記に記載の無い手続きに関する問い合わせは、以下の窓口までご確認下さい。

担当課	住所		担当窓口	電話番号
土木部都市局 建築指導課	〒310-8555 水戸市笠原町 978-6	20階	建築担当 宅地担当 監察・免許担当	029-301-4727 029-301-4732 029-301-4722
		1階	建築担当 宅地担当	029-301-4784 029-301-4787
県北県民センター 建築指導課	〒313-0013 常陸太田市山下町4119		建築担当 宅地担当	0294-80-3344
鹿行県民センター 建築指導課	〒311-1593 鉾田市鉾田1367-3		建築担当 宅地担当	0291-33-4113 0291-33-4114
県南県民センター 建築指導課	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26		建築担当 宅地担当	029-822-8519 029-822-7082
県西県民センター 建築指導課	〒308-8510 筑西市二木成615		建築担当 宅地担当	0296-24-9149 0296-24-9154

※なお、手数料納付が必要な申請であっても、キャッシュレス（電子）納付の場合は、同様の対応をしておりますので詳しくは問い合わせ窓口までご確認ください。